

基調講演

【講演要旨】

- シェアリングエコノミー（以下、「シェアエコ」という。）とは、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」であり、特に遊休のものをどう活用するかが重要になる。
- 民間では、会議室、荷物預かり、駐車場、相乗り、技能、ベビーシッター、家事代行、体験型観光ツアーといった幅広いシェアエコのサービスが提供されている。
- インターネットをはじめとしたデジタル化が進み、個人での起業が容易になった一方で心配事も少なくない。こうした中、知らない人同士の間を繋ぐ仕組みとしてプラットフォームを提供する事業者が介在することで、安心してシェアエコを利用できる環境が整備されつつある。
- シェアエコではサービスを提供する者も個人の場合が多いため、プラットフォームを提供する事業者が品質や安全といった消費者保護の責任を負うことが重要である。
- シェアエコにおけるサービスの提供者は、遊休の資産等を一時的に提供するだけなので、サービスの利用者と同様に守られるべき対象である。そのため、シェアエコの推進にあたっては信頼性の確保が重要であり、サービスの提供者と利用者とは相互に評価する仕組みを含んだルールづくりの取り組みが各方面で行われている。
- 世界的にはシェアエコのプラットフォーム事業者の売上は近年急激に伸びており、シェアエコに対応したサービスや製品の開発といった新たな需要の創出にもつながっている。一方、日本では企業の提供するサービスの質が高く、企業に対する消費者の安心感も高いため、シェアエコはあまり伸びていないが、消費者心理とは別に経済面で考えると、シェアエコを無視するわけにもいかない。
- グレーゾーンや制度上のギャップの解消等を図るべく「シェアリングエコノミー協会」が支援を行っている。また、同協会ではプラットフォーム事業者の認証に取り組んでいるほか、シェアエコを活用して地域課題解決に取り組む鹿児島県奄美市など 15 自治体を「シェアリングエコノミーシティ」に認定している。

